公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第３５９号
山梨県甲府市住吉５丁目25番14号
債務者　土方　充男
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　大督
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３６０号
山梨県甲府市住吉５丁目25番14号
債務者　土方多美子
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　大督
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７３３号
兵庫県尼崎市南七松町２丁目14番２号、住民票上の住所兵庫県尼崎市南七松町２丁目10番14号
債務者　岩本設備こと　岩本　　晃
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　朋美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７３４号
兵庫県尼崎市南七松町２丁目10番14号、前住所兵庫県尼崎市南七松町２丁目９番19号
債務者　岩本　光男
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　朋美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８１７号
兵庫県西宮市甲陽園目神山町16番24号、住民票上の住所兵庫県西宮市甲陽園山王町３番13号
債務者　勇崎　武彦
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木優雅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８６８号
兵庫県西宮市上ヶ原山田町１番10―309号
債務者　安藤米太朗
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　英幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８７５号
兵庫県尼崎市長洲西通２丁目１番18―801号
債務者　碇　　和子
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　籔内　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月26日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５７４号
兵庫県芦屋市奥池町22番16号
債務者　若山　晴洋
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川太一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月26日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５７５号
兵庫県芦屋市奥池町22番16号
債務者　若山　愛子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川太一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月26日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３１４３号
札幌市北区西茨戸３条１丁目５番11号
債務者　山田　祐子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　佳織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４３５号
堺市西区鳳中町９丁８番地４　エストラビラ401号、前住所堺市堺区協和町３丁155番地２中団地５号館705号
債務者　髙岡　亮太
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　勝規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月30日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字中松347番地１　るりハイツ103号
債務者　甲斐　由美
1　決定年月日時　平成23年11月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関塚　明子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２３年（フ）第３６３号
宮崎市祇園１丁目120番地２　トモコーポ201号
債務者　勝　　康司
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新原　次郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第９５９号
札幌市手稲区西宮の沢４条４丁目１番４―107号
債務者　酒井　一道
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　智美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月24日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８１２号
埼玉県川口市東領家５丁目18番５号
債務者　狩野　眞衛
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　生子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月31日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６６号
大分県別府市大字鶴見2751番地の13
債務者　川上八千代
1　決定年月日時　平成23年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　貴士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月31日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係